

[21] 一宮市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（案）の概要

◎この条例は、一宮市独自のもので、愛知県が定める条例はありません。

1 条例の趣旨

産業廃棄物処理施設の設置にあたり、事業者は許可申請前に事業計画を住民に説明することにより相互理解を促し、事業者と住民における紛争の予防を図るものです。

「産業廃棄物処理施設」とは、産業廃棄物を処分する施設及び産業廃棄物の収集又は運搬を業とする者が設置する産業廃棄物の積替え又は保管を行う施設をいいます。

2 条例の概要

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する事項を規定します。

項目	手続きの流れ
事業計画書の提出	(事業者) 事業計画書を市に提出
関係地域の設定	(一宮市) 関係地域を定め、その旨を事業者及び関係地域の代表者に通知
告示及び縦覧	(一宮市) 関係地域その他事項を告示し、事業計画書等を 30 日間縦覧
周知計画書の提出	(事業者) 住民説明会の開催、周知方法に関する事項を記載した「周知計画書」を市に提出
説明会の開催等	(事業者) 告示日から 30 日以内に説明会を開催し、実施状況を市に報告 (一宮市) 事業者が正当な理由がなく説明会を開催しないときは、期限を付して説明会を開催するよう要求
関係住民の意見書の提出	(関係住民) 意見を有する関係住民は、告示日から 45 日以内に市に意見書を提出することが可能 (一宮市) 意見書の提出があったときは、その写しを事業者に送付し、事業者は当該意見書の要旨を記載した「要旨書」を市に提出

[次ページへ続く]

項目	手続きの流れ
見解書の提出	(事業者) 意見書に対する見解を記載した「見解書」を市に提出し、関係住民に対し見解書について周知し、実施状況を市に報告
意見の調整	(一宮市) 関係住民と事業者との間の意見の調整を行うことが可能
環境保全協定の締結	(事業者) 施設の設置に関し、法に基づく申請その他の行為の前までに、関係地域の環境の保全上必要な事項を内容とする協定を関係住民と締結するよう努める
あっせん	(事業者・関係住民) 紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市にあっせんの申請をすることが可能 (一宮市) 市は、必要に応じて一宮市産業廃棄物処理施設設置調整委員会に諮問 当事者があっせんに応じないとき、又は紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることが可能
環境保全誓約書の提出	(事業者) あっせんを打ち切った場合において、環境保全協定を締結できないことが事業者の責めに帰さない事由によるときは、環境保全に関する「環境保全誓約書」を市及び関係地域の代表者に提出

3 施行予定日

令和3年4月1日